

3 登記事項証明書等の交付手数料の免除

『東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令』が公布施行され、東日本大震災により、所有する建物等に被害を受けた方が、その建物等及び代替として取得した建物等の登記事項証明書などの交付を請求する場合には、平成33年3月31日まで登記手数料が免除されます。